

夏季休業中前後に行われた研修を2つ紹介します。

いじめ防止研修会

8月27日にいじめ防止研修会を行いました。

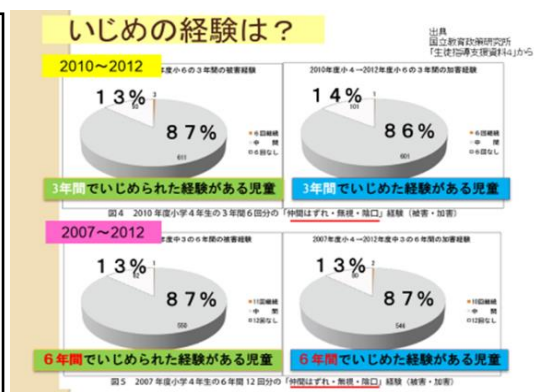
【いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為です。いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こりうる問題として捉え、学校、地域、家庭が連携していじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組みなければなりません。】

この研修を通し教職員一人ひとりが、いじめの定義やいじめの初期対応を正しく理解し、一人の教職員が抱え込むことなく、学校がチームとして組織的に対応することの大切さを再確認いたしました。

令和元年度いじめ防止研修

いじめ防止対策推進法と
事案から考える

令和元年8月27日（火）



◆いじめの定義◆

いじめ防止対策推進法（平成25年9月施行）

第二条 この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）**であって、当該行為の**対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。

◆いじめは、最も身近な人権侵害◆

いじめ防止対策推進法第1条

いじめは、いじめを受けた児童等の**教育を受ける権利を著しく侵害し**、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである ※抜粋

横浜市いじめ防止基本方針（25年12月策定）

【いじめ防止の基本となる方向性】

いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こる可能性がある**最も身近で深刻な人権侵害案件**である。

不祥事防止研修

7月10日に教職員の資質向上めざして、最近多くのトラブルが報告されている SNS 問題や教育公務員として自覚について研修を行いました。

SNS の活用において、教育公務員としての守るべきルールや個人的に発信する上での注意点や教育公務員として、公務員の中でも一段と高いモラルが求められる立場であるということを強く認識するとともに、勤務時間内外を問わず、常に横浜市立学校教職員としての自覚を持って行動しなければならないことをこの研修を通して全職員で認識を深めました。